

令和7年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

第1 入札・契約制度に関する課題

聴取団体：一般社団法人福島県建設業協会

1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

(1) 品確法が示す入札制度の在り方について

令和6年6月に改訂された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては、公共工事の品質確保の観点から、入札・契約制度を以下のように規定しております。

(第3条第2項) <基本理念>

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

(第3条第8項) <同>

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

(第12条) <競争参加者の技術的能力の審査>

発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

入札制度は、透明性や公平性、競争性が求められるのは当然ですが、工事成果物が竣工検査後も末永く安心して利用できる「品質」を確保できる企業を選定することが大前提で、その企業が公共工事の受注をとおして成長し、公共工事の担い手として育成されることで、将来にわたる維持管理体制が構築されることを目指しています。

このため入札制度では、企業をその経営力や技術力によりランク付けし、参加できる価格帯を限定するとともに、総合評価制度においては、技術者の技術力や、企業の地域貢献度等についても厳密に査定し、金額のみによらない審査を行うことにより落札者を決定しております。発注者は常に現在の入札制度が「品質の確保や担い手の育成」を達成できているか慎重に判断しながら、制度の運営・改善を図る必要があります。

当協会としては、このような品確法に基づく観点を踏まえ、現在の入札制度の課題について、意見を申し述べます。

(2) 企業の経営力や技術力に対する適切な評価について

企業の経営力、技術力を示す指標となる「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」における等級（格付け）は、震災以前は2年に一度の名簿更新の度に各ランクの閾値となる点数を見直し等級ごとの会社数を調整していました。

しかし、震災直後の混乱時に、休業や移転を余儀なくされた企業への救済措置として格付けの見直しが保留され、それ以降もなぜか長期間見直しが行われず、現在まで15年にわたって閾値の見直しが行われていない異常な状況となっています。

この間、復旧・復興事業の受注増に伴い評価点が全体的に上昇し、BCランクからAランクに移動した企業が多数発生した結果、ランクごとの企業数に著しい偏りが生じ、格付けの意義が希薄となっています。

大幅に増加しているAランクの企業間では実力に大きな隔たりがある企業同士の過当競争が生じるとともに、Aランクにふさわしくない企業が高度な技術力を要求される工事を落札し、品質確保に懸念が生じる事態が生じています。一方で、数が減少しているBランク以下においては競争性が損なわれるなどの弊害が生じており、閾値を上げることで各ランクの企業数を適切な数に調整し、ランクに見合った格付けに見直すことが必要であると考えております。

また、インフラの老朽化が社会問題になっており、今後は工事完成物が将来にわたり良好な品質を維持し続けることがより重要視されていくと考えています。

しかし現状は、竣工検査に合格すれば多少の品質の差はあっても同様に評価され、竣工後の補修履歴などのデータも未整理で、本当の企業の技術力を評価することが難しいのが現状です。

今年度、福島県土木部では県施設の設計・施工やその後の補修に関するデータを一元的に管理するデータベースシステムの構築に着手すると聞きました。今後、このデータベースを活用した工事完成後の補修履歴とその要因の分析などを通じ、施工した企業の技術力を適切に評価するシステムの構築により、真に技術力が高い企業が入札において正しく評価される仕組みづくりを期待しています。

以上より、今後とも福島県が行う公共工事の品質を確保していくため、以下の通り要望します。

- 1 現在の福島県の建設工事等請負有資格業者名簿における格付け等級は、長期間評価点のランク間の閾値を見直さなかった結果、Aランクの企業数が震災前より大幅に増加し、Bランク以下の企業数が減少することでランクごとの企業数に偏りが生じ、工事の品質確保に懸念が生じるとともに、公正な競争環境を阻害する状況となっているため、早急に格付け等級の閾値を見直していただきたい。
- 2 企業の施工した工事完成物が将来にわたり良好な品質を維持できているか、データベース等を活用し的確に把握することなどにより、企業の工事経験や技術力が正しく評価され総合評価工事の加点評価などに反映される入札制度の構築に努めていただきたい。

(3) 企業の地域貢献度に関する適切な評価について

「維持管理の担い手育成」のため、地方自治体の入札制度においては、自治体自身が管理する施設の維持管理や災害対応の実績のみを評価対象とするのが一般的ですが、福島県の入札制度では、県施設の維持管理や災害対応の実績と国・市町村施設に関する実績の差別化が十分ではないため、県施設の維持管理等を担う企業が落札できず経営が悪化しており、今後県施設の管理に支障が及ぶ状況が懸念されます。県施設の維持管理や災害対応の実績に対する貢献度を適正に評価し、福島県の施設管理を担う企業が安定的に受注することができる入札制度にすべきです。

また、国交省が公表している建設工事デフレーターによれば、建設工事価格は震災前より約1.3倍上昇しており、現在の条件付き一般競争入札で定めている地域要件では管内企業が優先受注できる工事価格帯が相対的に狭くなっており、現状の工事価格上昇に見合うよう入札参加が可能となる地域要件に見直すべきです。

以上より、企業の地域貢献度に対する適正な評価について、以下のとおり要望します。

- 3 福島県の入札制度においては、地域の守り手として県施設の維持管理業務や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術力研鑽に努めている企業の適正な評価に努めていただきたい。
- 4 地元企業が不在、あるいは少ない地域においては、地域の安全・安心を担う地元建設業の存続が必要不可欠であり、今後、担い手確保がさらに深刻化することも踏まえ、競争性を重視するだけではなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていきたい。
- 5 近年の建設工事価格の上昇に合わせ、入札参加が可能となる地域要件の金額区分を引き上げ、管内、隣接3管内、県内の地域要件のバランスを保っていただきたい。

(資料1参照)

(4) 建設企業の働き方改革の推進や適正利潤の確保について

地域の建設企業が「給料が良い、休暇が取れる、希望が持てる」新3Kを実現させ、担い手を確保し、安定的な経営を可能にしていくには、設計額の引き上げや施工時期の平準化を一層促進していく必要があります、以下のとおり要望いたします。

- 6 適正利潤の確保を規定した品確法に基づき、工事現場の実情を踏まえた積算による適正な予定価格を設定するとともに、ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格を引き上げていただきたい。
- 7 働き方改革の推進や適正利潤の確保の観点から、工事の内容や地域の実情等を踏まえた適正な工期を設定するとともに、これまで以上に入札時期の集中を緩和し、発注時期や工事施工時期の平準化に努めていただきたい。

(5) 入札手続きの改善について

令和5年度から、標準型、簡易型、特別簡易型における質問書の受付期間が従来の5日から6日に延長され、橋りょう上部工事やトンネル工事など多数の質問が予想される工事は質問期間が延長されることになりました。

一方で、昨年度からの罰則付き時間外労働規制の本格適用に伴い、工事の見積書を作成するための超過勤務についても厳しく抑制しなければならず、質問書受付期間のさらなる延長が必要です。

また、現在の電子入札システムでは落札結果に落札企業名が記載されておらず落札結果は発注機関に出向き確認する必要があります企業負担になっています。

加えて、昨今は積算誤り等による契約解除や入札中止などの入札事故が相次いでいます。入札事故は工事の完成を遅らせるばかりでなく、設計書や見積書作成のやり直しなど発注者、応札者双方に多大な負担を生じさせるものであり、あらゆる手段を講じて防止を図っていかねばなりません。

よって、以下の通り要望いたします。

- 8 罰則付き時間外労働規制の適用に対応し、超過勤務を抑制するため、標準型及び簡易型などの大規模な工事や、工種が複雑な工事においては、公告から質問書提出までの期間を10日程度確保していただきたい。
- 9 入札結果については、落札候補者等についてホームページ上で遅滞なく公表していただきたい。
- 10 契約解除や入札取りやめなどの入札事故は業界側に多大な損害をもたらしているため、入札後に設計書を公表し積算の誤りを指摘する期間を設けたり、積算の誤りが軽微な場合は入札を継続できる仕組みを構築するなど、あらゆる手段を講じ入札事故の防止を図っていただきたい。

2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準等について、意見がありましたら伺います。

(1) 企業及び配置技術者の技術力に対する評価方法について

維持管理・補修業務の増大に伴い、これらの業務に携わる技術者の育成を目的に、産学官連携により運営している国認定の民間技術資格であるふくしま ME（メンテナンス・エキスパート）は、認定開始から10年目を迎え、令和6年度までに登竜門である基礎コースは901名、高度な技術を求める上級資格である保全・防災コースは計229名の合格者を数え、県内のインフラメンテナンスを支える存在となっています。現在は、これらの資格保有者が在籍する企業に加点される制度になっていますが、資格保有者のさらなる活用を図るためには、工事に主任技術者として配置された場合に加点される仕組みが必要です。

現在の企業の工事成績の評価は、評価対象期間における直近の工事成績のみを対象にしておりますが、工事成績は単純なしゅんせつ工事など加点が得にくい工事もあり、工事の種類により有利不利が生じるため、直近の工事成績だけで企業の技術力を判断するのは正当な評価とは言えません。ある程度の期間の工事成績を勘案し加点する方式への見直しをお願いします。

また、同種類似工事の条件が厳しいため、若手技術者の登用を図る視点からも条件の緩和をお願いします。

加えて、週休2日確保工事や ICT 活用工事に対する評価について、実態を踏まえよりよい加点制度に見直していただくようお願いします。

- 1 社会資本の適切な維持補修や更新を担う技術者である「ふくしま ME」の ME 保全コースや ME 防災コース資格保有者の活用を促すため、両コース資格保有者の技術力が活かせる工事の配置予定技術者とした場合には、加点評価していただきたい。
- 2 企業の工事成績に対する評価は、不良・不適格業者を排除するためにも、現在の「評価対象期間における直近の工事成績評定」ではなく、経営事項審査のデータや過去数年間における工事成績の平均値を用いるなど、企業の技術力を適正に評価する方法に改めていただきたい。
- 3 配置技術者の評価基準における「同種類似工事」の条件が、舗装新設工事と舗装補修工事で異なるなど、工種により厳しすぎるので、若手技術者の登用を図るためにも必要に応じ条件を緩和していただきたい。
- 4 週休2日工事が真に定着するまでの一定期間は、週休2日工事の評価を継続していただきたい。また、公共建築工事の発注数が少ないため、建築工事については週休2日工事の実績評価期間を1年から2年に延長していただきたい。
- 5 ICT 活用工事における加点対象は、過去1年以内に竣工検査を受けた工事に限定しているが、ICT 活用が可能な工事が少ない地区もあるため、加点対象となる

工事を過去１年から２年以内に延長していただきたい。

6 ICT 活用工事の加点対象は、発注種別ではなく実際に ICT を活用した工種で評価していただきたい。また、公告の段階で評価の対象とする ICT 工種を明示していただきたい。

7 新築工事に関わった企業は建築物の特性や周辺事情を熟知しており円滑な工事施工が期待できるため、改修や維持補修工事においては当該建築物の新築工事を受注した企業を工事实績の項目で上乘せ評価していただきたい。

(2) 企業の地域社会に対する貢献度評価方法全般について

当協会ではこれまで、県施設の災害対応や除雪、維持管理など、地域の守り手として活躍する企業が安定して受注できる入札制度を求めてきました。

しかし現在の評価制度は、雇用に関する似たような評価項目が多く、新分野進出など現在の建設業の情勢に合わない項目や、地域や企業規模により不公平が生じかねない項目も散見され、一度取得すれば更新がない制度に対する評価もあり、評価の固定化も懸念されます。

一方で、重要であるべき災害対応や除雪、維持管理の実績は選択項目になっているなど、評価項目の重みづけや項目の整理が適切でないと感じております。

このため、「地域の守り手」育成の観点から、評価項目や配点方法について下記のとおり見直していただくよう要望いたします。

8 企業の地域社会に対する貢献度評価については、企業の所在地や同一市町村の工事实績、災害時出勤実績、除雪・維持補修業務の実績など、地域の守り手としての貢献度は必須項目として重点的に評価するとともに、その他の評価項目については企業の所在地や規模による有利不利が生じないように選択項目とし、企業の多様な社会貢献を適正に評価する評価方法としていただきたい。

(資料２に、当協会による評価項目配点方法の見直し案を示します)

9 安全管理の項目については、国等が実施する安全管理表彰受賞が加点対象となっているが、国発注工事の受注が多い企業が有利になり不公平である。建設業労働災害防止協会など国が密接に関与する団体が実施する表彰の受賞や、安全教育に関する CPD 取得、長期間の無事故実績等も評価対象に加えるなど、企業の安全管理の意欲をきめ細かく評価していただきたい。また、建築工事の安全管理には土木等工事との施工体制の違いもあり特有の技術と経験を要するため、建築工事については建築工事の安全管理表彰のみを対象としていただきたい。

10 平成２０年度から始まった「福島県建設業新分野進出企業認定制度」は、震災前の建設需要の急激な冷え込みに伴う余剰労働力の雇用確保促進を目的としたものであり、建設需要が安定化する一方で人手不足が深刻化し、担い手確保が急務である現在の建設業の状況とは大きく乖離しているため、加点評価の対象から外していただきたい。

11 特に中山間地域では、若手・女性技術者の確保が困難な状況であり、不公平

が生じているため、他業種から転職した土木施工管理技士の新規資格取得者を年齢によらず評価の対象としたり、他の評価項目との選択制とするなど、加点方法の見直しを図っていただきたい。

- 1 2 ボランティア活動の内容が道路清掃などに固定化されているため、活動の対象を清掃活動、献血、地域イベントへの協力、現場見学への協力など複数の項目を示したうえで、複数種類のボランティア活動を行っている会社には加点を上乗せするなど、企業の幅広い社会貢献をきめ細かく評価していただきたい。
- 1 3 東日本大震災から13年が経過したことを踏まえ、「新卒者・離職者の雇用実績」や、「雇用の維持・確保」における東日本大震災による被災者等の雇用に関する上乗せ評価を終了していただきたい。

(3) 入札参加者の所在地に関する評価方法について

より地域に根差した企業の安定経営の確保を図るため、工事施工個所と同一の市町村、及び同一の土木事務所管内に本店・準本店のある企業をより優遇していただくようお願いします。

また、最近の企業合併の進展や営業範囲の広域化は、本店、準本店及び支店間の競争の激化をもたらし、施設の維持管理体制にも影響を与えているため、落札状況等を注視しながら、本店、準本店及び支店の取り扱いについては今後とも不断の見直しを行っていただくようお願いします。

加えて、支店や営業所の場所により総合評価での加点が変わることから、支店や営業所に建設業法に定める専任技術者が常勤しているかどうか、必要に応じ確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として、建設業法に基づき厳正に対処していただくようお願いします。

- 1 4 復旧復興の進展に伴う建設投資の冷え込みの中で地域に根差した企業の安定経営確保を図るため、特別簡易型と地域密着型については、同一市町村及び同一土木事務所管内における本店・準本店の評価点を1点程度上乗せし、他地域に拠点を持つ企業との差別化を図っていただきたい。
- 1 5 「入札参加者の所在地」に対する評価については、本店・準本店・支店等別により配点が差別化されているが、委任の有無による支店・営業所配点が差別化されていないなどの課題も多く存在するため、本店を優先評価する基本的な考え方の下、制度見直しの効果を様々な観点からしっかりと検証のうえ、今後とも不断の見直しを行っていただきたい。
- 1 6 「入札参加の所在地」の評価対象となる支店、営業所については、建設業法で定める専任技術者の常勤がなされているか確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として建設業法に基づき厳正に対処していただきたい。

(4) 災害対応や除雪・維持補修業務の実績に係る評価方法について

当協会では、県施設の管理は高い技術力や機動力を必要とし、業務の負担が大きいことから、災害時の出勤実績や災害応援協定締結、除雪、維持補修業務の実績評価については会員企業だけでなくすべての企業を対象に、県施設の実績のみを評価するよう訴えてまいりました。

県ではこの意見を踏まえ、令和5年度より県施設の維持補修等の実績に対し0.25点から0.5点加点を上乘せしていただいておりますが、県施設の維持補修等の実績のない企業が落札する割合に大きな変化はなく、この問題は依然として解消されていません。この点数差では、県施設の管理を担っている企業の落札機会が減少している問題を解消できないことは明白です。このため、県施設の管理を担う企業に対する評価点の更なる上乘せをお願いします。

また、維持管理や災害対応の実績評価を発注箇所と同一市町村の実績に限定するなど、企業の地域貢献度をきめ細かく評価するよう見直しをお願いします。

加えて、災害の発生頻度は地域によりばらつきが大きくなっています。災害対応の評価対象期間が3年程度ですと、近年災害の少ない地域ではそれ以前の災害対応の実績は評価されません。地域貢献度に関する評価の差別化を図るうえでも、災害対応の評価対象期間を延長すべきです。

- 17 災害時の出勤実績または災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価については、市町村施設に比べ業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理を担っている企業の努力を正しく評価し、これらの企業の存続が図れるよう県施設の実績のみを評価していただきたい。

また、国や市町村施設の実績を評価する場合であっても、県施設の実績との点数差を現在の0.25～0.5点から1～2点程度に拡大し、県施設の管理業務を担う企業が安定的に工事を受注できるようにしていただきたい。

- 18 特別簡易型及び地域密着型方式による一般土木及び舗装工事の入札においては、企業の地域貢献度をよりきめ細かく評価するため、「災害時出勤実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」の評価を、発注箇所と同一市町村における実績等（支店の実績等を含む）のみを対象にしたい。

- 19 災害の発生頻度や規模は地域によって差が大きいため、現在「過去3年以内」としている評価対象期間を5年に延長していただきたい。

(5) 災害応援協定等に対する評価について

県と災害応援協定を締結している企業は、資材の備蓄や緊急時の体制整備等、常日頃から災害に備えており、警報が発令されれば会員企業は職員を多数待機させ即応できるよう準備しています。しかし加点対象となる災害対応の出勤は偶発性が高く、多くは加点につながらないのが現実です。しかし、このような事前の準備がなければいざという時に災害に対応できません。災害に即応できる体制を

堅持するためにも、災害時応援協定締結の評価を引き上げるようお願いします。

今年の会津豪雪時には、当協会では「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」に基づく初めての応援出動を行いました。現在の制度ではこのような他管内への出動は評価の対象となっておりません。加えて、会員企業は広域的な災害対応が必要になった場合の備えとして、情報連絡網の整備や応急対策に必要な資材の備蓄などに取り組んでおりますので、広域支援協定に基づく出動を評価の対象とすることはもちろん、広域支援協定を締結している企業については一般的な災害支援協定に対する評価への上乗せ加点をお願いします。

令和4年度に県北地区、相双地区で連続して発生した鳥インフルエンザに対し、私たち建設業協会が総力を挙げて防疫対策に取り組んだ結果、概ね72時間以内に対応を完了し被害の拡大を防止することができました。しかし、この作業は時間的制約や身体的負担が多く想像以上に厳しいものであり、会員企業に大きな負担を強いるものでした。また、令和4年度の経験を教訓とし、県では事前の防疫対策の確認や防疫対策出動訓練を行っており、協定締結企業は無償で協力していますが、防疫対策出動を災害時出動実績の一つとみなす現制度はこのような企業の負担に見合うものとはなっていません。隣県の宮城県では昨年度から家畜伝染病に係る防疫対策に関する協定を締結している企業について、通常の災害協定とは別に総合評価による上乗せ加点を行っており、本県においても宮城県と同様な評価をお願いします。

加えて、BCPを策定し災害応援協定や防疫協定に備えている企業への評価をお願いします。

20 災害時応援協定締結企業は協定に基づき緊急時の連絡体制や災害支援物資の備蓄など、常に災害に備えていることから、災害時応援協定締結の評価点を災害時出動実績と同等の1.25～2.5点に引き上げていただきたい。

21 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。

22 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から家畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。

23 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP（事業継続計画）に基づき常に対応ができるように備えており、BCP策定企業の加点評価をしていただきたい。

（6）類型区分の上限金額の見直し

国交省が公表している建設工事デフレーターによれば、建設工事価格は震災前よ

り約1.3倍上昇している中で、総合評価制度の各類型（簡易型、特別簡易型等）を区分する限度額は一度も見直されておられません。技術的評価と地域貢献度評価のバランスを取りながら、各類型別の工事本数を確保していくため、物価と連動した適切な上限金額の見直しをお願いします。

24 現在の総合評価種別区分が設定されてから10年以上が経過し、この間設計労務単価や資材単価の上昇に伴い工事単価は震災前の約1.3に上昇していることを踏まえ、総合評価方式の類型ごとの上限金額の引き上げをお願いしたい。具体的には、特別簡易型の上限金額を現行の1億円未満から1.2億円未満に、また、地域密着型及び復興型の上限金額を現行の3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

3 地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

【課題】

地域の守り手育成方式の課題は、当協会が以前から指摘しているとおり、以下の3点であり、早急な制度改正による課題の解決を望みます。

(1) 県施設の維持補修及び災害対応実績のない企業の入札参加

この制度は、県施設の維持補修や災害対応を担う中小規模の「地域の守り手」企業が、総合評価制度における持ち点の固定化により工事を受注できず存続が危ぶまれている現状を踏まえ、このような企業が安定的に受注できるよう、建設業界として指名競争入札制度の復活を求めたことにより創設された制度であると認識しております。

しかし、入札参加資格要件である公共施設の維持補修や災害対応の実績として、県施設以外に国や市町村施設の実績も認めていることで、県施設の実績がある企業が落札できず、県施設の維持補修等の実績や工事の受注実績のない企業が低価格で落札するケースが多く見受けられ、県に対する貢献への評価は軽視され、今や「地域の守り手育成方式」ではなく「新規参入推進型方式」とも呼ぶべき制度になっております。

昨年度より、実績・経験、地域貢献の2点が選考基準に加えられたところではありますが、選考基準は非公表であり選考の実態が不透明なまま、依然として市町村施設の実績しかない企業が入札に参加し、落札する工事が引き続き散見されております。

(資料3)

このことは、これまで当協会が指摘してきたとおり、本来育成されるべき、高度な技術と使命感を持って県施設の維持補修等に携わってきた企業を弱体化させる一方で、これまで県施設の維持補修等の経験のない企業が、この制度で工事を落札したとしても、今後県施設の維持管理を担っていく保証もないことから、このままでは県施設の維持管理体制が崩壊しかねない危険性をはらんでおり、早急な解決を求めます。

また、昨年も指摘させていただきましたが、地域の守り手育成方式による入札の実施件数が依然として地域によって大きく異なります。(資料3)このような状況では県内各地域の事情も踏まえた制度は構築できないと考えます。試行回数を増やし、制度の可否をしっかりと検証する必要があります、

(2) 入札参加可能な格付け等級の未設定

本来、入札制度においては、格付け等級は企業の技術力を評価する重要な指標として、入札方式を問わず一体的に運用される必要があります。このため、条件付き一般競争入札（総合評価方式を含む）においては、工事規模により参加可能な格付け等級を定め、技術力の低い企業が高度な技術を必要とする工事を落札することがないようにしています。

しかし、現在の地域の守り手育成方式では、格付け等級による参加資格の縛りが
ないため、技術力の低い企業が落札することで工事品質の低下が懸念されますの
で、条件付き一般競争入札と同様に格付け等級の縛りを設けるべきと考えます。

(3) 内申企業数、指名企業数が多い

県内の建設企業数は方部によって大きく差があり、喜多方や南会津地域は非常に
企業数が少ない状況にあり、現在の内申 12 社以上、指名 9 社以上では地域の守り
手育成方式が成り立ちません。令和 5 年度より特例として内申 9 社以上、指名 7
社以上に減ずることが可能となりましたが、根本的な解決になっていません。

「指名 7 社以上」の規定は、平成 18 年以前に適用されていた指名競争入札実施
要領における、「指名数はできるだけ 7 社以上とする」とした規定を参考にしたもの
であり、事業者数が大幅に減少している現状に合っていない。

地域の守り手を育てる制度において、廃止された過去の規定に縛られ工事施工個
所から離れている企業や技術力に不安のある企業を指名し数合わせを行うべきでは
ありません。「地域の守り手育成方式」の本来の意義に立ち返り、内申企業数と指名
企業数を見直す必要があります。

【意見】

以上の課題を踏まえ、以下の通り要望いたします。

- 1 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務
等の実績があることが資格要件となっているが、業務の負担が大きく高い技術力
を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定し
ていただきたい。
また、資格要件を限定しないとしても、県管理施設に係る災害対応や維持補修業
務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担ってい
る企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。
- 2 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可
能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ
参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。
- 3 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められて
いることを踏まえ、内申企業数の下限を地域の実態に応じて 5 社程度までに引き
下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。その他の地域にあっても
地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう、内申企業数や
指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。

- 4 本格運用に向け、地域の実情に合ったより良い制度に改正していくため、管内毎の試行回数の差をなくし、県内各地の事情により異なる効果や課題をしっかりと検証していただきたい。
- 5 地域の守り手育成型方式の適用範囲を土木・農林水産部以外の他部局に拡大するとともに、適用できる予定価格を現在の3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

4 一抜け・一括審査方式について

一抜け・一括方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

【課題・意見】

昨年度から試験的に実施されている一抜け・一括審査方式は、一括審査とする工事数を過度に多くした場合には、他管内の企業が落札し地域の守り手育成という目的に反した結果となったり、技術力の低い企業が落札することにより工事の品質が低下する事態が懸念されます。

今後は、工事を発注する地域において、受注にふさわしい技術を有する建設企業がその地域にどれくらいあるのか慎重に判断のうえ、一括審査とする工事の種別と数を設定していただくようお願いします。

また、対象工事の種別など、今後の詳細な運用方針や本格的な運用開始の時期等については、業界の意見を十分踏まえたうえで慎重に判断していただくようお願いします。

第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

1 働き方改革の取り組み状況について

週休二日や長時間労働の是正に向けどのように取り組んでいるか伺います。

建設業では、昨年度より罰則付き時間外労働規制が本格適用されたことから、会員企業では超過勤務の削減や週休2日の推進に取り組んでいます。

週休2日の推進は、令和7年度の調査では、会員企業の約60%が本社の週休2日を達成していますが、現場事務所における週休2日は公共土木工事の達成率が高い一方で、民間建築工事の達成率が低い状況にあります。これは民間工事は施主の都合により、工期に余裕がない発注が多く、週休2日を取りづらいこと、建築工事が多数の専門工事会社に関わるため週休2日では日程調整が難しいこと、学校などの公共施設は土日の施工が求められることなどが原因です。

このため協会としましては、民間工事の発注者団体に対し要望活動を実施し、建設業の週休2日確保へのご理解をいただくとともに、余裕を持った工期で発注いただくよう要請しています。

加えて国土交通省に対しても、民間工事の週休2日の普及につながる施策を要望しております。ただし、昨今の異常な猛暑や天候不良など天候の影響を受けやすい建設業は、完全週休2日はまだまだハードルが高く、工期の長期化による採算悪化や日当で働いている技能労働者の収入減につながるおそれもあるため、協会としては国・県に対し、通期での週休2日が定着するまでは月単位週休2日や完全週休2日の拙速な導入は避けてほしいとお願いしているところです。

長時間労働の是正においては、技術者の超過勤務をいかに抑制できるかがポイントです。このためには、ITやアウトソーシングも活用した現場業務の省力化が必要です。このため協会としては、国や福島県に対し、書類や検査の簡素化、遠隔臨場の活用、クラウド化などのIT化に対する補助などをお願いしているところです。

このような働き方改革への取り組みは、担い手の確保にとっても重要な要素ですので、協会としては今後とも会員企業の働き方改革が進むよう国、県にご支援をいただきながら取り組んでまいります。

2 技術者の高齢化や労働者不足について

技術者の高齢化や労働者不足について、どのように取り組んでいるか伺います。

(熟練技術者の雇用継続、若手・女性技術者の採用と定着、CCUS、技術の研鑽等)

本県の建設技術者は、震災前に公共事業が急激に減少した時期に各企業が採用を控えたこともあり、現在は50歳を超える方は多いものの40代周辺の働き盛りの年齢が少ないいびつな年齢構成になっております。

このため、各企業では新採用職員の確保に力を入れる一方で、給与や働き方に配慮し高齢技術者が働き続けられる環境の整備にも努力しています。

しかし、地元には高校がないなど、若手や女性の確保が困難な地域もあり、採用状況は会社間で格差が大きくなっているのが現状です。また、若手の早期離職も大きな問題です。このため協会では普通高校も含めた高校生への進学ガイダンスや現場見学、インターンシップの仲介、幅広い世代に対する建設業のイメージアップにつながるイベントの開催などを行うとともに、職員研修の開催による離職の防止に努めているところでありますが、協会単独では限界もあり、国や県の強力な支援が必要と感じています。

また、技能労働者の減少も深刻な問題です。技能労働者は規模の小さい会社や一人親方も多く、未だ日給制も多く、賃金や労働環境の改善、能力開発や資格取得への支援が欠かせません。また、技能者の能力を見える化し高収入につなげるCCUSの加入促進も大切です。当協会としては、CCUSの加入促進や下請け会社との適正取引による技能者への賃金の行き渡りを進めています。

このような状況のもとで、会員企業では廃校を利用し独自に技能者育成を進め協力企業で働く人材確保を始めたところもあり、国・県におかれては、このような技術研鑽に対する支援や、技能労働者が生きがいをもって働ける賃金の確保や労働条件の改善につながる施策を望みます。

3 建設DX・新技術の活用について

生産性向上、作業の効率化等への対応として建設DXや新技術の活用が進められておりますが、取組等について伺います。(3次元データの活用、情報通信技術の活用等)

働き方改革への対応や、担い手不足に対応するには建設DXや新技術の活用が欠かせません。協会会員各社は、ICTによる自動制御機能を備えた建設機械や、ドローン、GPS測量機器などの導入により、施工の効率をアップするとともに、熟練した運転手がいなくても高精度の作業を実施できる体制を整備しています。

しかし、問題は導入コストの高さと、ICT機器を扱える人材の確保です。導入が進み、ベンダーに頼らなくても自社で現場に合わせた調整や改良が可能となる、いわゆる「内製化」が進んでいる企業はさらにレベルの高いIT導入に向け進んでいます、資金力が弱く導入が遅れている企業も多く2極化が進んでいることが課題です。また、行政機関の工事監督や検査のやり方が依然として紙の書類中心であるなど、ITを活用した今の時代に合っていないのも問題です。

この課題に対応するには、ICT機器導入に係る補助金や、操作や活用に関する講習会などをきめ細かく開催し、業界全体の底上げを図っていく必要がありますので、県からの一層の支援を期待いたします。また内製化が進んでいるトップランナーに対しては、企業がITや新技術を積極的に導入すれば利潤が増加する仕組みをつくり、さらに高いレベルのDXが実現するように誘導し、他県の企業に負けない競争力を身につけるよう誘導していただくことが望ましいと思います。また、工事書類や工事検査についても、遠隔臨場などの取り組みをさらに進化させ、受発注者双方の働き方改革につながるようにすべきと考えます。

第3 その他

1 頻発する自然災害について

近年、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にあり、能登半島地震や各地の豪雨災害など、大規模災害等では、建設業・測量設計業等の作業員等の不足により復旧に遅れが生じているとの報道もありますが、災害発生時に対する備えや対応等の取り組みについて伺います。

近年の自然災害の大規模化は業界側も大変懸念しております。能登半島の災害でも、地元の建設企業が公共事業の減少により大幅に数を減らしたところに災害が発生したため、応急対応が大幅に遅れたと聞いていますが、本県においても会員企業不在の町村が12町村、1社のみの町村が16町村あり、これらの地域周辺に大規模災害が発生した場合能登半島と同様の状態になるのではと危惧しております。

実際に令和4年の喜多方地方での豪雨においては、会員企業が1社のみである西会津町で大規模な災害が発生し、一時多数の集落が孤立しました。喜多方支部から4社が応援に向い孤立の長期化には至らなかったものの、令和元年度のようにさらに広範囲の災害が発生した場合の対応についての事前準備の必要性を痛感しました。

このような経験を踏まえ、協会ではBCPを策定し災害時の行動計画や連絡網を定めるとともに、災害時の回線混雑の影響を受けにくいラインワークスを導入し、災害時にも機能する会員間の連絡網を整備しております。会津豪雪の際にはこれが有効に機能し、県から正式依頼のあった日の翌日には第1陣として12社から13台の応援車両を派遣できました。（最終的には延べ93台を派遣）これも県との広域支援協定に基づく応援体制について議論し、準備を行ってきた成果だと認識しており、協会という組織の強みが発揮できたと考えています。

また、災害対応の際に使用する資器材の確保も大事です。協会では各支部に土のうやブルーシートなど、必要な資機材や食料等を準備しており、いざという時には協会各支部単独でも災害対応が可能なような体制を整え、災害に備えています。このような体制がとれるのも、当協会会員が災害対策基本法に基づく公共団体としての誇りを持ち、団結して対応しているからです。

しかし、課題もあります。東日本大震災の際には重機を動かす燃料が枯渇し応急作業が継続できない事態も生じましたし、特殊な機械や資材までは準備できないため国や県の手配が必要です。このような資材については、協会のみには頼るのではなく県が物資確保の協定などでご準備いただく必要があります。

そして何よりも、これ以上建設企業の空白地帯が生じないように、県と協定を締結し災害時には率先して現場に駆け付け献身的な努力を行っている企業が安定して工事を受注でき、今後とも地元のために存続できるような入札制度にしてくださいませよう切にお願い申し上げます。

2 資材高騰に対する対応について

資材価格の高騰について、請負代金の協議等、どのような対応をしているかについて伺います。

土木資材については、円安の影響で依然高騰が続いており、適正な価格転嫁をしなければ利益を大きく圧迫する要因になります。

このため、協会としては、国や県、市町村に対し、物価上昇分に対する「スライド条項」の適用をお願いしております。受注者でこの条項の適用を協議申請し、発注者側では物価上昇分を変更契約額として上乗せするもので、国県については概ね対応していたでいています。

問題は市町村工事、民間工事です。民間企業に至っては請負契約にはスライド条項を設ける義務がないため物価上昇分は泣き寝入りするしかなく、これらの工事についてもスライド条項の適用を義務付ける法制化が必要と感じています。

また、スライド条項の手続きは受発注者双方に手間がかかります。設計単価を常に最新のものに見直す、設計単価と実勢価格が乖離している場合には見積もり価格により積算する、物価上昇分を変更設計で対応するなどの対応により手間は大幅に削減できますので、働き方改革の観点からもご検討いただきたく存じます。

○入札参加可能範囲

設計金額 変更（案）						
	1,000万円以上	2,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	7,000万円以上	1.2億円以上
1,000万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	1.2億円未満	

発注種別	ランク	設計金額						
		500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1 億円未満	1 億円以上
一般土木	A	※ 1	管内		隣接 3 管内		県内	
	B	管内			隣接 3 管内			
	C	管内						
	D	管内						
舗装	A	隣接 3 管内			県内			
	B	隣接 3 管内						
	C	隣接 3 管内						
建築	A	管内	隣接 3 管内				県内	
	B	管内	隣接 3 管内					
	C	管内	隣接 3 管内					
	D	管内						

価格以外の評価項目と配点(現制度)

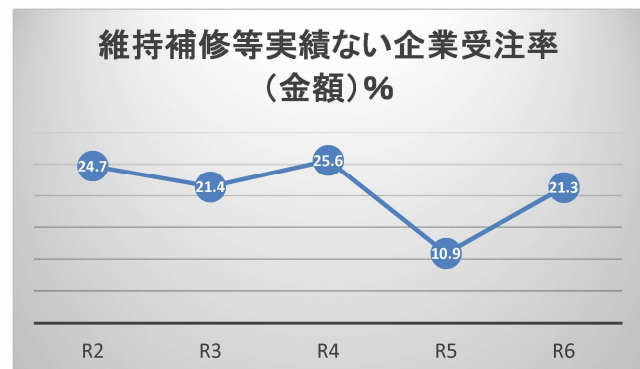
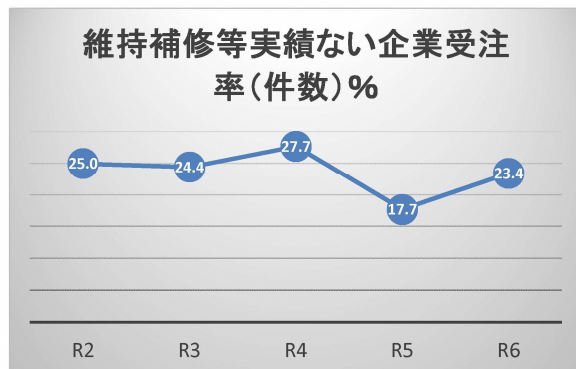
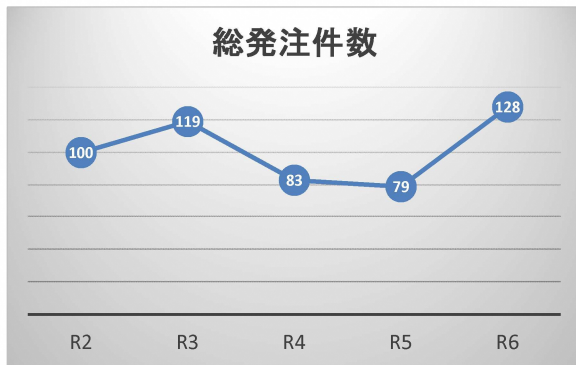
評 価 項 目			配 点							
			標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型				
企業の技術力			4.5(5.25)	4.5(5.25)	4.0(4.5)	4.0(4.25)				
施工能力										
過去5年以内の実績			1.0	1.0	2.0	2.0				
過去5年より前で10年以内の実績					1.5	1.5				
過去10年より前で15年以内の実績					0.5	0.5				
工事成績 ※標準型、簡易型:同種類似工事の成績、特別簡易型:同一発注種別工事の直近の成績										
85点以上			1.0	1.0	1.5	1.5				
80点以上85点未満			0.75	0.75	1.25	1.25				
75点以上80点未満			0.5	0.5	1.0	1.0				
優良工事(過去10年度以内の実績)			1.0	1.0	－	－				
品質管理			0.5	0.5	－	－				
技術者確保数(技能士の活用(技能士職種ごと))			0.5	0.5	－	－				
週休2日確保工事			0.25	0.25	0.25	0.25				
ICT活用工事 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象			0.25	0.25	0.25	－				
建設キャリアアップシステム			0.25	0.25	0.25	0.25				
ふくしまME資格保有 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象		上位コース	0.50	0.50	0.25	0.25				
		基礎コース	0.25	0.25						
配置予定技術者の技術力			4.0	4.0	1.25	1.25				
資格保有(継続教育)			0.5	0.5	－	－				
施工能力										
過去10年以内の実績			1.0	1.0	0.5	0.5				
過去10年より前で15年以内の実績			1.0	1.0	0.5	0.5				
工事成績(過去5年以内の実績)										
85点以上			1.5	1.5	0.75	0.75				
80点以上85点未満			1.0	1.0	0.5	0.5				
優良工事			1.0	1.0	－	－				
企業の地域社会に対する貢献度			22.0(23.0)	22.0(23.0)	10.5(11.0)	12.25(12.75)				
障がい者雇用			0.5	0.5	－	－				
安全管理			0.5	0.5	－	－				
環境配慮			0.5	0.5	－	－				
県内業者活用			1.5	1.5	－	－				
働く女性応援			0.5	0.5	－	－				
仕事と生活の調和			0.5	0.5	－	－				
新分野進出			0.5	0.5	－	－				
健康経営優良事業所			0.5	0.5	－	－				
若手・女性技術者の配置		配置予定技術者	0.5	0.5	0.5	0.5				
		現場代理人	0.25	0.25	0.25	0.25				
同一市町村内工事実績										
一般土木工事又は舗装工事		過去3年以内に3件以上	2.5	2.5	1.0	1.0				
		過去3年以内に2件	1.5	1.5	0.5	0.5				
		その他の発注種別	2.5	2.5	1.0	1.0				
入札参加者の所在地										
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村			本店 5.0	本店 5.0	本店 5.0	本店 6.0				
			準本店 4.0	準本店 4.0	準本店 4.0	準本店 5.0				
			支店等 3.0	支店等 3.0	支店等 3.0	支店等 3.0				
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内			本店 3.0	本店 3.0	本店 3.0	本店 3.0				
			準本店 2.0	準本店 2.0	準本店 2.0	準本店 2.5				
			支店等 1.5	支店等 1.5	支店等 1.5	支店等 1.5				
上記以外の評価対象区域内			本店 2.0	本店 2.0	本店 2.0	本店 ー				
			準本店 1.0	準本店 1.0	準本店 1.0	準本店 ー				
			支店等 0.5	支店等 0.5	支店等 0.5	支店等 ー				
ボランティア活動(過去3年間に継続した実績)			2.0	2.0	0.5	1.25				
消防団加入(1名以上)										
上位点			1.0	1.0	0.5	0.5				
下位点			0.5	0.5	0.25	0.25				
※選択項目	①災害時出動実績又は災害応援協定締結									
	災害時出動実績かつ災害応援協定締結		3.5	3.5	1.75	1.75				
			3.0	3.0	1.50	1.50				
	災害時出動実績		3.0	3.0	1.50	1.50				
			2.5	2.5	1.25	1.25				
	災害応援協定締結		2.0	2.0	1.00	1.00				
			1.5	1.5	0.75	0.75				
	若しくは 家畜伝染病に係る出動実績又は防疫協定締結			現在の選択項目は災害対応と雇用実績など、まったく異質な項目を選択させており不適切						
	防疫業務出動実績かつ防疫協定締結		3.5					3.5	1.75	1.75
	防疫業務出動実績		3.0					3.0	1.50	1.50
	防疫協定締結		2.0					2.0	1.00	1.00
	②新卒・離職者の雇用実績									
	2名以上の実績		2.5	2.5	1.25	1.25				
			1名以上の実績	1.5	1.5	0.75	0.75			
	③雇用の維持・確保									
	1名以上増加		2.5	2.5	1.25	1.25				
			同数	1.5	1.5	0.75	0.75			
	④除雪・維持補修業務の実績 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象			消防団加入や女性雇用など地域性により差がある項目を選択可能とし地域性等による有利不利をなくした						
	直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状			3.5	3.5	1.75	1.75			
				3.0	3.0	1.50	1.50			
	5年度連続して除雪又は維持補修業務の実績			2.5	2.5	1.25	1.25			
				2.0	2.0	1.00	1.00			
	過去3年以内に除雪又は維持補修の実績			2.0	2.0	1.00	1.00			
				1.5	1.5	0.75	0.75			
小計			30.50(32.25)	30.50(32.25)	15.75(16.75)	17.50(18.25)				
施工計画適切性			10.0	10.0	－	－				
技術提案			20/40	－	－	－				
品質確保等の確実性			7.0	7.0	7.0	7.0				
加算点合計			67.5/87.5(69.25/89.25)	47.5(49.25)	22.75(23.75)	24.5(25.25)				

価格以外の評価項目と配点 (協会提案)

※復旧型及び復興型は、特別簡易型と同じ配点						() 書きは一般土木及び舗装工事の配点					
評価項目			配点				備考				
			標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型					
企業の技術力			4.25(5.00)	4.25(5.00)	4.0(4.5)	4.0(4.25)					
施工能力											
過去5年以内の実績			1.0	1.0	2.0	2.0					
過去5年より前で10年以内の実績					1.5	1.5					
過去10年より前で15年以内の実績			1.0	1.0	0.5	0.5					
工事成績 ※標準型、簡易型:同種類似工事の成績、特別簡易型:同一発注種別工事の直近の成績											
85点以上			1.0	1.0	1.5	1.5					
80点以上85点未満			0.75	0.75	1.25	1.25					
75点以上80点未満			0.5	0.5	1.0	1.0					
優良工事(過去10年度以内の実績)			1.0	1.0	－	－					
品質管理			0.25	0.25	－	－	0.25点減点				
技術者確保数(技能士の活用(技能士職種ごと))			0.5	0.5	－	－					
週休2日確保工事			0.25	0.25	0.25	0.25					
ICT活用工事 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象			0.25	0.25	0.25	－					
建設キャリアアップシステム			0.25	0.25	0.25	0.25					
ふくしまME資格保有 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象		上位コース	0.50	0.50	0.25	0.25					
		基礎コース	0.25	0.25							
建物新築時施工実績			0.25	0.25	0.25	0.25	建築工事のみ対象				
配置予定技術者の技術力			4.25	4.25	1.25	1.25					
資格保有(継続教育)			0.5	0.5	－	－					
施工能力											
過去10年以内の実績			1.0	1.0	0.5	0.5					
過去10年より前で15年以内の実績			1.0	1.0	0.5	0.5					
工事成績(過去5年以内の実績)											
85点以上			1.5	1.5	0.75	0.75					
80点以上85点未満			1.0	1.0	0.5	0.5					
優良工事			1.0	1.0	－	－					
ふくしまME資格保有(上位コース・適合工種のみ)			0.25	0.25	－	－	追加				
企業の地域社会に対する貢献度			22.0(27.0)	22.0(27.0)	12.25(14.25)	13.25(15.25)					
※必須項目	同一市町村内工事実績	同一市町村内工事実績									
		一般土木工事又は舗装工事	過去3年以内に3件以上	2.5	2.5	1.0	1.0				
			過去3年以内に2件	1.5	1.5	0.5	0.5				
			その他の発注種別	過去10年以内に1件	2.5	2.5	1.0	1.0			
		入札参加者の所在地									
		評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	本店	5.0	本店	5.0	本店	6.0	本店	7.0	特別簡易型及び地域密着型は本店準本店に1点加点
			準本店	4.0	準本店	4.0	準本店	5.0	準本店	6.0	
			支店等	3.0	支店等	3.0	支店等	3.0	支店等	3.0	
		評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内	本店	3.0	本店	3.0	本店	4.0	本店	4.0	
			準本店	2.0	準本店	2.0	準本店	3.0	準本店	3.5	
	支店等		1.5	支店等	1.5	支店等	1.5	支店等	1.5		
	上記以外の評価対象区域内	本店	2.0	本店	2.0	本店	2.0	本店	－		
		準本店	1.0	準本店	1.0	準本店	1.0	準本店	－		
		支店等	0.5	支店等	0.5	支店等	0.5	支店等	－		
	災害時出動実績又は災害応援協定締結										
	災害時出動実績又は災害応援協定締結	災害時出動実績かつ災害応援協定締結		5.0 3.0	5.0 3.0	2.50 1.50	2.50 1.50	県施設の災害対応・協定締結に1～2点上乗せ加点			
		災害時出動実績		4.0 2.5	4.0 2.5	2.25 1.25	2.25 1.25				
		災害応援協定締結		3.0 1.5	3.0 1.5	1.75 0.75	1.75 0.75				
		家畜伝染病に係る出動実績又は防疫協定締結							協定締結のみ通常の災害対応とは別途に加点する		
	防疫業務出動実績かつ防疫協定締結										
	防疫業務出動実績										
	防疫協定締結		1.0	1.0	0.5	0.5					
	広域支援協定締結			1.0	1.0	0.5	0.5	追加			
	除雪・維持補修業務の実績 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象										
	直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状	直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状		3.0 2.0	3.0 2.0	2.0 1.0	2.0 1.0	県施設の災害対応・協定締結に1～2点上乗せ加点			
		5年度連続して除雪又は維持補修業務の実績		2.5 1.5	2.5 1.5	1.75 0.75	1.75 0.75				
		過去3年以内に除雪又は維持補修の実績		2.0 1.0	2.0 1.0	1.5 0.5	1.5 0.5				
		県内業者活用		1.5	1.5	－	－				
	安全管理			0.5	0.5	－	－				
	ボランティア活動 ※過去3年以上継続した実績(清掃活動や見学会受入れ、など3項目以上該当は上段、2項目以下は下段)			1.5 1.0	1.5 1.0	0.75 0.5	0.75 0.5	ボランティア活動の項目を細分化			
	※選択項目	①消防団加入(1名以上)									
		上位点	上位点	1.0	1.0	0.5	0.5	土木事務所管内で加入 建設事務所管内で加入			
			下位点	0.5	0.5	0.25	0.25				
		②新卒・離職者の雇用実績									
		2名以上の雇用		1.0	1.0	0.50	0.50	選択項目は①～⑨の9項目のうち、5項目・4点を限度として選択できる。(特別簡易・地域密着は2項目、1点を限度)			
		1名以上の実績		0.5	0.5	0.25	0.25				
		③雇用の維持・確保									
1名以上増加		1名以上増加	1.0	1.0	0.50	0.50					
		同数	0.5	0.5	0.25	0.25					
④障がい者雇用		0.5	0.5	－	－						
⑤働く女性応援		0.5	0.5	－	－						
⑥仕事と生活の調和		0.5	0.5	－	－						
⑦健康経営優良事業所		0.5	0.5	－	－						
⑧若手・女性技術者の配置		配置予定技術者	0.5	0.5	0.5	0.5	※異業種転職者も可				
	現場代理人	0.25	0.25	0.25	0.25						
⑨環境配慮(ISO14001)		0.5	0.5	－	－	※ISO14001認証取得					
新分野進出		0-5	0-5			※廃止					
小計			30.50 (34.25)	30.50 (34.25)	17.5 (20.0)	18.5 (20.75)					
施工計画適切性			10.0	10.0	－	－					
技術提案			20/40	－	－	－					
品質確保等の確実性			7.0	7.0	7.0	7.0					
加算点合計			67.5/87.5 (71.25/91.25)	47.5 (51.25)	24.5 (27.0)	25.5 (37.75)					

一般土木

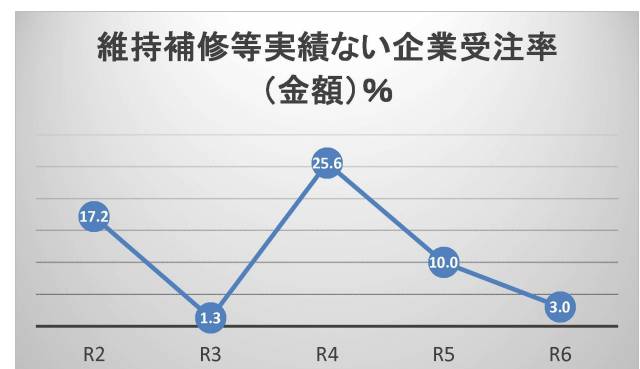
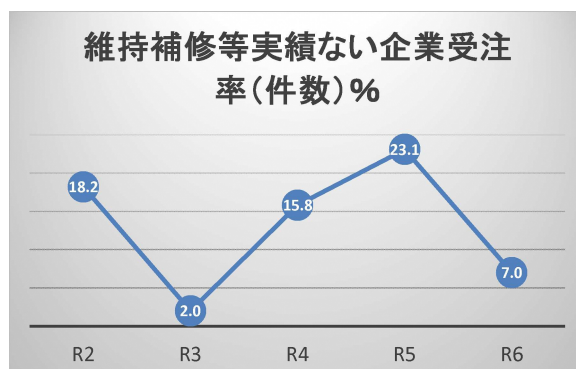
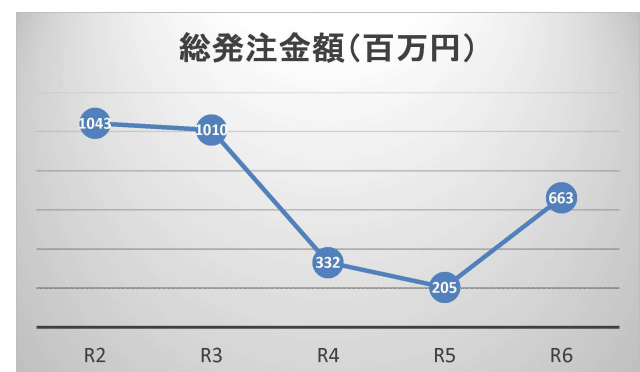
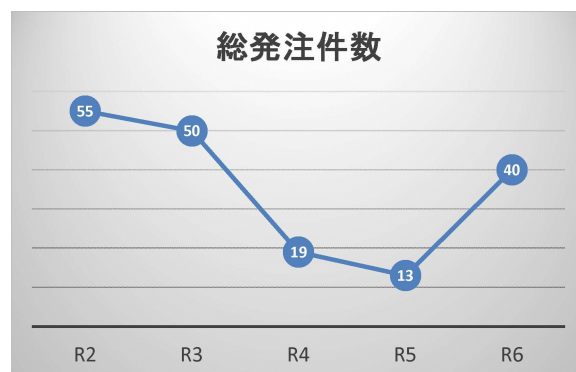
項目	R2	R3	R4	R5	R6
総発注件数	100	119	83	79	128
総発注金額(百万円)	1556	2413	1221	1007	1881
維持補修等実績ない企業受注率(件数)%	25.0	24.4	27.7	17.7	23.4
維持補修等実績ない企業受注率(金額)%	24.7	21.4	25.6	10.9	21.3



- ・装発注件数、金額ともR5に比べ大幅に上昇したが、依然事務所ごとの発注件数にばらつきがみられる。(南会津は多いが相双は0など)
- ・維持補修等実績ない企業受注率はR5に比べ大幅に上昇した。やはり件数を増やすと県施設の維持補修等実績のない企業の受注割合は高まる。

舗装

項目	R2	R3	R4	R5	R6
総発注件数	55	50	19	13	40
総発注金額(百万円)	1043	1010	332	205	663
維持補修等実績ない企業受注率(件数)%	18.2	2.0	15.8	23.1	7.0
維持補修等実績ない企業受注率(金額)%	17.2	1.3	25.6	10.0	3.0



- ・装発注件数、金額ともR5に比べ大幅に上昇したが、二桁の数を実施しているのは南会津のみ。他の事務所は1件のみという所も。
- ・維持補修等実績ない企業受注率は大幅に低下したが、特定の企業を警戒して入札した結果僅差で落札したケースもあり予断は許さない。

